

善通寺市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、育児の援助を行いたい者（以下「協力会員」という。）及び育児の援助を受けたい者（以下「利用会員」という。）（以下これらを「会員」という。）により組織する善通寺市ファミリー・サポート・センター（以下「センター」という。）を設置し、会員同士が行う育児に関する相互援助活動（以下「相互援助活動」という。）を支援することにより、仕事と育児を両立できる環境を整備し、もって、児童の福祉の向上を図り、地域の子育て力を高めることを目的とする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、善通寺市とする。ただし、市長は、適切な運営が確保できると認められる社会福祉法人又は特定非営利活動法人等に事業の実施を委託することができる。

(業務)

第3条 センターは、第1条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 会員の募集、登録その他の会員組織業務
- (2) 会員の相互援助活動の調整等
- (3) 会員の相互援助活動に必要な知識を付与する講習会の開催
- (4) 会員の相互の情報交換の場を提供するための交流会の開催
- (5) 関係機関との連絡調整
- (6) センターの事業に関する広報業務
- (7) 前各号に掲げるもののほか、センターの目的の達成に必要な業務

(業務時間)

第4条 センターの業務時間は、午前9時から午後5時までとする。

(休業日)

第5条 センターの休業日は、善通寺市の休日を定める条例（平成元年善通寺市条例第3号）第1条第1項に規定する休日とする。

(会員)

第6条 利用会員は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 市内に居住し、市内に勤務し、又は市内に通学していること。

(2) 原則として相互援助活動を必要とする0歳から中学3年生までの児童と同居していること。ただし、生後5か月未満の児童と同居する者にあつては、事前にセンターへ相談し、センターから利用の許可を受けていること。

2 協力会員は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 心身ともに健康で積極的に援助活動を行うことができる者であつて、18歳以上であること。

(2) センターが指定する講習会を修了していること。

3 協力会員及び利用会員は、これを兼ねることができる。

4 会員は、相互援助活動により知り得た秘密を漏らしてはならない。退会後もまた同様とする。

(入会等)

第7条 センターに入会しようとする者は、善通寺市ファミリー・サポート・センター入会申込書を市長に提出しなければならない。

2 センターは、入会を承認したときは、会員として登録するとともに、善通寺市ファミリー・サポート・センター会員証（以下「会員証」という。）を交付するものとする。

(退会等)

第8条 会員は、次の各号のいずれかに該当したときは、その資格を喪失するものとする。

(1) 退会を申し出たとき。

(2) 死亡したとき。

(3) 第6条第1項又は第2項に掲げる要件を満たさなくなったとき。

2 センターは、会員としてふさわしくない行為があつたときは、その資格を取り消すことができる。

3 会員は、その資格を喪失したときは、直ちに会員証をセンターに返還しなければならない。

(アドバイザー)

第9条 センターにアドバイザーその他必要な職員を置く。

2 アドバイザーは、第3条に掲げる業務に関する事務を行う。

(相互援助活動の内容)

第10条 協力会員の行う相互援助活動の内容は、次に掲げる児童の預かりの活動とする。

(1) 保育施設の保育開始前や保育終了後の児童の一時預かり

- (2) 保育施設等までの児童の送迎
- (3) 放課後児童クラブ終了後の児童の一時預かり
- (4) 学校の放課後の児童の一時預かり
- (5) 冠婚葬祭、買い物等外出時における児童の一時預かり
- (6) その他会員の育児に関して必要な援助

2 児童の預かり場所は、会員宅又は公共施設等の当事者間で合意ができる適切な場所で行うものとする。

3 児童の宿泊を伴う相互援助活動は、行わないものとする。ただし、センターが特別な事情があると認めた場合は、この限りでない。

(援助時間等)

第11条 協力会員による相互援助活動の時間は、午前7時から午後7時までの間において育児の援助が必要な時間とする。ただし、センターが特別な事情があると認めた場合は、この限りでない。

(援助活動の実施)

第12条 相互援助を必要とする利用会員は、センターに、援助の内容、日時等を説明し、協力会員との相互援助活動の調整の申込みをするものとする。

2 前項の申込みを受けたセンターは、申込内容の条件に合う協力会員に連絡して、その意向を確認のうえ、利用会員との調整を行うものとする。

3 調整を受けた会員は、援助の内容について事前に協議し、相互の合意と責任の下に相互援助活動を実施するものとする。ただし、緊急の場合又は協議の必要がないとセンターが認める場合は、この限りでない。

4 調整を受けた利用会員は、相互援助活動の実施前に、センターに、理由を付して当該相互援助活動の取消しを申し出ることができる。

5 前項の申出を受けたセンターは、調整を行った協力会員に、当該相互援助活動の取消しについて連絡するものとする。

6 相互援助活動を行った協力会員は、相互援助活動の内容を記録した報告書を作成し、利用会員の確認を受け、センターに提出しなければならない。

(報酬等)

第13条 利用会員は、相互援助活動の終了後協力会員に対し、別表に定める相互援助活動に係る報酬及び実費を支払うものとする。

(援助の実施に係る損害の賠償)

第14条 相互援助活動の実施に関して会員が他の会員に損害を与えたときは、その損害の賠償については、会員相互において解決するものとする。

(保険の加入)

第15条 会員は、損害補償保険に加入しなければならない。

2 前項の損害補償保険に係る保険料は、センターの負担とする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第12条から第14条までの規定は、令和7年10月1日から施行する。

別表 (第13条関係)

相互援助活動に係る報酬及び実費

区 分	支払金額	
月曜日から金曜日までの午前7時から午後7時まで	報酬	1時間当たり700円 (児童一人につき)
月曜日から金曜日までの上記以外の時間 善通寺市の休日を定める条例第1条第1項に規定する休日		1時間当たり800円 (児童一人につき)
児童の送迎等に係る交通費	実費	
協力会員が用意した飲食物、おむつ等の費用		

備考

- 1 利用時間が1時間に満たない場合は、1時間とみなす。
- 2 同一世帯における同一時間に2人以上の児童が利用する場合における2人目以降の利用に係る報酬の額は、半額とする。
- 3 利用の取消しの扱いは、次のとおりとする。
 - (1) 利用予定日の前日午後5時までの取消し 無料
 - (2) 利用予定日の前日午後5時以降の取消し 1時間当たりの報酬の額
 - (3) 無断取消し 利用予定時間分の報酬の全額